



災害時における水道施設の復旧に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画で想定する大規模な地震災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、災害によって被害が生じた水道施設の復旧作業に関し、埼玉県地域防災計画に基づく被災市町村もしくは水道事業体(以下「市町村等」という。)からの要請により知事が行う資材の調達及び技術者のあっせんについて、埼玉県(以下「甲」という。)と埼玉県管工事業協同組合連合会(以下「乙」という。)との協力事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害発生時において、市町村等からの要請に応じ、乙に対し、水道施設の応急復旧対策(以下「応急復旧対策」という。)について協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 協力要請市町村等
- (2) 災害が発生した場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急復旧対策の内容
- (5) 必要な資機材及び人員
- (6) 協力が必要な期間
- (7) 市町村等の要請担当責任者氏名及び連絡先
- (8) その他、協力に関して必要な事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急復旧対策を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、市町村等が設置する現地災害対策本部等の指示により応急復旧対策に従事するものとする。

(報告)

第3条 乙は、応急復旧対策が終了した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第4条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急復旧対策に要した費用については、別に定めるところによる。

(災害補償)

第5条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急復旧対策により生じた災害補償については、別に定めるところによる。

(他の都道府県への応援)

第6条 甲が、被災した他の都道府県からの要請に応じ水道施設の応急復旧対策について、乙に協力を要請した場合も、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力する

ものとする。

(連絡体制等)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては埼玉県保健医療部生活衛生課、乙においては埼玉県管工事業協同組合連合会事務局とする。

2 甲及び乙は、あらかじめ相互の担当者を定めるなど連絡体制を整備するとともに、災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるときは、必要な情報を随時交換するものとする。

3 甲及び乙は、前項の担当者等を定めたときは、文書により相手方に通知するものとする。担当者等を変更した場合も同様とする。

4 甲及び乙は、協力活動に係る情報伝達を正確に行うために、市町村等を交えた情報伝達訓練等を共同して実施するものとする。

(使用資材)

第8条 甲又は乙は、資材の調達及び復旧活動を迅速に行えるよう、それぞれ水道事業体又は資材製造業者等の水道用資材の備蓄状況の把握に努め、その情報を相互に提供しあうものとする。

2 甲は、水道事業体ごとに異なる水道用資材について、可能な限り統一を図るよう、水道事業体に働きかけるものとする。

(協議)

第9条 この協定に実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

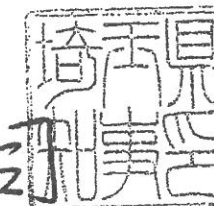
第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月29日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県
埼玉県知事

上田 清之



乙 埼玉県さいたま市中央区下落合4-14-11
埼玉県管工事業協同組合連合会
会長 大澤 規 良

